

## 別紙

### 試行的オンライン請求システム利用規約

#### 第1条（目的及び定義）

本規約は、都道府県国民健康保険団体連合会及び国民健康保険中央会（以下「国保連合会等」といいます。）が運営する診療報酬又は調剤報酬（以下「診療報酬等」といいます。）の試行的オンライン請求システムを利用する場合に必要な事項を定めるものです。

- 2 本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。
  - 一 「試行的オンライン請求システム」とは、保険医療機関・保険薬局、審査支払機関及び保険者等を全国規模のネットワーク回線で結び、診療報酬等請求書データ及び明細書データをオンラインで受け渡す仕組みをいいます。
  - 二 「本システム」とは、試行的オンライン請求システムをいいます。

#### 第2条（適用）

本規約は、すべてのシステム利用者に適用されるものとします。

- 2 本規約の実施のために制定される細則、その他付随して作成された本システム利用上の決まりは、本規約の一部を構成するものとして前項のシステム利用者に適用されるものとします。

#### 第3条（規約の遵守）

システム利用者は、本システムの利用に際し事前に本規約を熟読のうえ、本規約に同意して本システムを利用するものとします。

- 2 本規約に同意する場合は、保険医療機関・保険薬局については「厚生労働大臣の指定申請に関する届出」、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」及び「電子情報処理組織の使用による費用の請求に係る確認試験依頼書」により同意の意思を表示する必要があります。

#### 第4条（システム利用者の認証）

システム利用者は、本システムを利用するに当たって、認証を行うために社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」といいます。）及び国民健康保険中央会（以下「国保中央会」といいます。）共同のオンライン請求専用認証局が発行する電子証明書及びID / パスワードが必要になります。電子証明書の取得に当たって発生する費用は、システム利用者が負担するものとします。

- 2 前項の電子証明書及びID / パスワードを第三者に使用させること並びに第三者へ貸与、譲渡、売買及び担保の目的に供することはできません。
- 3 国保連合会等は、第1項に掲げる電子証明書及びID / パスワードの確認をもってシステム利用者の認証を行います。
- 4 前項の認証は国保連合会等の定める方法をもって行います。

#### 第5条（運用制限）

国保連合会等は、本システムの維持、補修の必要があるとき、天災地変その他の事由によりシステムに障害又は遅延の生じたとき、その他理由のいかんを問わず、その裁量により、システム利用者への予告を行うことなく、本システム運用の停止、休止若しくは中断又は本システムの利用制限を行うことがあります。

- 2 前項により、保険医療機関・保険薬局が「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」の定める期日（10日）までに請求できない場合は、電子媒体による請求又はシステム復旧後のオンラインによる請求を受け付けます。

#### 第6条（システム利用者の責任）

システム利用者は、次の各号に掲げる事項に留意して利用してはなりません。

- 一 本システムの定期的又は臨時的な停止、利用制限、その他通信回線の障害等により予告の有無を問わず、本システムが利用できなくなる場合があること
- 二 本システムが不正に利用されないことがないよう、電子証明書、ID / パスワード、その他本システムを利用するために必要なすべての機能を適切に管理すること
- 三 システム利用者は、「レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン」の規定に従い、適切にシステムを利用する責任を有すること

#### 第7条（禁止事項）

システム利用者は、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。

- 一 本システムを診療報酬等の請求に関する目的以外の用途で使用する
- 二 本システムに対し不正にアクセスを行う
- 三 本システムの管理及び運営を妨害する
- 四 本システムに対し、ウイルスに感染したファイルを送信する

#### 第8条（システム利用の拒否）

国保連合会等は、前条に定める行為、又は本システムの運用に支障をきたす若しくは支障をきたす恐れがある行為を行ったシステム利用者に対して、その判断により、本システムの利用を拒否することがあります。

#### 第9条（免責事項）

国保連合会等は、次に掲げる事項により生ずるシステム利用者の損害については、その責を負いません。

- 一 国保連合会等の責によらず、第4条第1項に規定する電子証明書又はID / パスワード、その他システム利用者に関する情報が漏洩し、又は盗用されたことによって生じた損害
- 二 第4条第4項に掲げる方法により、国保連合会等が認証を行って受け付けた診療報酬等の請求に関する損害
- 三 第5条第1項に掲げる運用制限により生じた損害

#### 第10条（変更）

国保連合会等は、必要があると認めるときは、その裁量により、システム利用者に対する事前の通知を行うことなく、いつでも本規約に規定する条項の変更又は新たな条項の追加をすることがあります。

なお、本規約を変更した場合は、変更後の規約を本システムに掲載することとします。

- 2 前項による本規約に規定する条項の変更後に、システム利用者が本システムの利用を継続したときは、システム利用者は、変更又は追加後の条項に同意したものとみなされます。

#### 第11条（システムの利用時間）

システム利用者は、第5条第1項に規定する本システムの運用の停止、休止又は中断の時間を除き、本システムを利用して診療報酬等の請求に関するを行うことができます。本システムの利用時間及び利用日程については、別途定めるとおりとします。

#### 第12条（知的財産権）

国保連合会等が、システム利用者に貸与、提供する一切のプログラム又はその他の著作物（本規約及び本システムの取扱マニュアルを含む。以下同じ。）に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、支払基金及び国保中央会又は当該権利を有する者に帰属します。

- 2 システム利用者は、本システムの利用に際し、国保連合会等がシステム利用者に貸与、提供する一切のプログラム又はその他の著作物を次の各号のとおり扱うものとします。
  - 一 この規約に従って本システムを利用するためにのみ使用すること
  - 二 複製、改変、編集、頒布等を行わず、また、リバースエンジニアリングを行わないこと
  - 三 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与・譲渡し又は担保の目的に供しないこと

#### 第13条（準拠法及び管轄）

本規約には、日本国法が適用されるものとします。

- 2 本規約に関する訴訟は、国保連合会の所在地を所管する地方裁判所をもって、第一審の専属所轄裁判所とします。

## 試行的オンライン請求システムの利用時間及び利用日程

- 1 診療報酬等の請求及び受付・事務点検 A S P
  - ・ 5日～9日 9：00 - 21：00 休日（土曜、日曜及び祝日）含む
  - ・ 10日 9：00 - 24：00 休日（土曜、日曜及び祝日）含む
  
- 2 受付・事務点検 A S P 結果の訂正可能期間
  - ・ 5日～12日 9：00 - 21：00 休日（土曜、日曜及び祝日）含む  
ただし、10日は24：00まで
  
- 3 確認試験
  - ・ 15日～25日 9：00 - 21：00 休日（土曜、日曜及び祝日）含む
  
- 4 増減点連絡書データ（CSV）ダウンロード
  - ・ 5日～12日 9：00 - 21：00 休日（土曜、日曜及び祝日）含む  
ただし、10日は24：00まで  
(注：一部連合会によっては、ダウンロードできないことがあります。)